

総務教育常任委員会資料

(平成26年7月2日)

〔件名〕

- ・鳥取県の将来ビジョン（中間年点検）の状況について 【企画課】 ··· 1
- ・「地方分権改革に関する提案募集」への対応状況について 【企画課】 ··· 2
- ・第46回関西広域連合委員会及び関西広域連合議会の6月臨時会の概要について
【企画課】 ··· 4

未来づくり推進局

鳥取県の将来ビジョン（中間年点検）の状況について

平成26年7月2日

企画課

1 概要

東日本大震災や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定などの大きな社会情勢の変化、県のこれまでの取り組み状況、これまでに行った県民との意見交換等を踏まえ、将来ビジョンに記載している「目指す将来の姿」及び「取り組みの方向性」について、県庁内部において点検作業を行い、点検修正版の案として取りまとめた。

【主な内容】

- 環日本海諸国以外のアジア諸国との交流拡大
 - ・「ひらく」・・・アジア諸国との経済活動の活性化や農産物の輸出拡大を追記
- 木質バイオマス・メタンハイドレート等新エネルギーの導入拡大
 - ・「守る」・・・再生可能エネルギーの導入促進や、新エネルギーの調査・研究の視点を記載
- 東日本大震災を契機とした災害への備え
 - ・「守る」・・・原子力災害発生への備えとして資機材の整備・避難対策や、大規模災害発生時の他県との広域応援体制整備の視点を記載
- スポーツを取り巻く環境の変化
 - ・「楽しむ」・・・東京オリンピック・パラリンピックを目指す選手強化・育成に加え、障がい者スポーツ振興の視点やスポーツツーリズム等を追記
- あいサポート運動、支え愛運動の推進
 - ・「支え合う」・・・手話言語条例制定を契機とした「障がいを知り共に生きる」の視点、「あいサポート」や「支え愛」の取組みを追記
- 子ども・子育て対策の充実
 - ・「育む」・・・人口減少対策につながる子育て支援策を追記
- 教育環境の変化
 - ・「育む」・・・知事と教育委員会の協力による学校教育の充実やいじめ・不登校対策の充実、英語教育の推進について記載する他、青少年健全育成の視点からのペアレンタルコントロールを追記

2 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・パブリックコメント | 7月上旬～8月上旬 |
| ・意見交換 | 7月～8月 隨時（伸びのびトーク等） |
| ・パートナー県政推進会議 | 8月上旬 |
| ・市町村行政懇談会 | 8月上旬 |
| ・点検修正版 完成（常任委員会報告） | 8月中 |

「地方分権改革に関する提案募集」への対応状況について

平成 26 年 7 月 2 日
企 画 課

平成 26 年 4 月 30 日に地方分権改革推進本部で決定された実施方針に基づき、内閣府が「地方分権改革に関する提案募集」に係る提案を地方公共団体等から募集しているところであり、本県の対応状況について報告します。

1 「地方分権改革に関する提案募集」制度について

(1) 制度趣旨

地方分権改革有識者会議において、求められる地方分権改革の推進手法として、国が主導する短期集中型のスタイルから、地域における実情や課題に精通した地方の発意に根ざした息の長い取組を行うスタイルへの転換が議論された。

この議論を踏まえ、委員会勧告に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うものとして募集が行われるもの。

(2) 提案の主体

都道府県及び市町村（特別区を含む）、一部事務組合及び広域連合、全国的連合組織（いわゆる「地方六団体」）、地方公共団体を構成員とする組織（中国地方知事会など）

(3) 提案の対象

①地方公共団体への事務・権限の移譲

国出先機関のみならず本府省の事務・権限も対象

②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

補助要件の緩和等も対象

(4) 事務・権限の移譲の方法

全国一律の移譲又は全国一律の移譲が難しい場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）も可能。

(5) 募集期限

平成 26 年 7 月 15 日（火）

(6) 今後の流れ

- ・内閣府において関係府省と調整を実施。特に重要と考えられる提案については地方分権改革有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議。
- ・提案団体、地方六団体への意見照会。
- ・提案に対する対応方針については、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。

2 鳥取県の対応について

(1) 鳥取県提案分

全国的な制度改正を求める事項として、都道府県に対する権限移譲、都道府県に対する規制緩和について、提案を検討中。

※なお、都道府県に対する権限移譲、都道府県に対する規制緩和について中国五県の賛同が得られるものについては、中国地方知事会として提案することを検討中。

(2) 関西広域連合提案分

関西広域連合が広域事務として取り組むことを希望する権限の関西広域連合への移譲について、関西広域連合として提案予定。

「地方分権改革に関する提案募集」に係る提案を検討している主な項目

(1) 鳥取県提案分

【事務・権限の移譲】

所管省庁	項目	概要	理由
厚生労働省	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の都道府県への移譲	国の一元管理化にある無料職業紹介事業について、雇用環境、人口規模等で特殊性の高い地域で自治体の雇用施策との一体運用を希望する都道府県に移譲する。	権限移譲により、自治体が進める人口減対策とハローワークの就業支援対策の一体的運用が可能となり、自治体のマンパワーを最大限に生かすことで地域内での雇用ミスマッチ解消に資することが可能となる。ハローワークの職業紹介機能を、単なる就労支援だけでなく、自治体の定住推進策の一つに位置付け、地方のイニシアチブで一体的に運用していく必要がある。
※上記のハローワークの都道府県への移譲が実現しなかった場合			
厚生労働省	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の都道府県への移譲	自治体が設置するふるさとハローワークに対して雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	ハローワークが廃止された都市において住民サービスを維持するため、「ふるさとハローワーク」を設置し、職業紹介事業等を継続して実施しているが、雇用保険手続はできない。該当者はその都度ハローワークに出向かねばならず、利便性を著しく損ねていることから、地域内で雇用保険手続から職業紹介までを完結できる仕組みを設けることが必要である。

【規制緩和】

所管省庁	項目	概要	理由
厚生労働省	基準病床数を超える場合の医療機関の増床許可の制限に係る規定の見直し	医療機関が新增設することが必要な病床数について、都道府県の裁量により決定できるようにする。	医療機関に設定する病床数は、基準を超える病床数について特例病床として設置することが可能。しかしながら、病床数は統一的な基準により算定されており、地域の実情に応じた医療体制を確保するためには、必要な病床数を地方自治体が決定できる取り扱いが必要である。鳥取県においては周産期母子医療センターのNICUの病床利用率が高いが、鳥取県内の出生数では新增設にあたり特例病床の適用が難しい状況。
厚生労働省	放課後児童健全育成事業における補助要件の緩和	放課後児童健全育成事業における補助要件を緩和する。(補助対象の下限:10人→5人)	中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においては国庫補助要件に満たない放課後児童クラブが存在する。また、放課後児童クラブの運営にあたっては、安全管理上、職員の複数配置が必要であるが、小規模なクラブは保育料収入が少なく、市町村単独での運営が困難であり、県が支援している状況にある。中山間地域をはじめ、少子化が進行している地域の実情を踏まえた保育ニーズへ対応するため、補助要件の緩和が必要である。
農林水産省	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者選定について適正価格を担保することを前提に地域の実情にあわせ県の裁量により行うことができるようとする。	鳥取県には県内生産牛乳を製造するメーカーが1者しかない中、競争原理を導入した価格決定が義務付けられているため、県外事業者(県外産牛乳)が供給事業者に決定され、県産牛乳を児童生徒に供給できない事態が発生。地産地消を推進するため、価格決定等を県の裁量により行うことができるようになることが必要である。
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう補助要件を緩和する。 《要件緩和の例》 補助対象路線の1日当たり輸送量:15~150人→中山間地域は「15人以上」の要件を引き下げる	バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきであるが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直す必要がある。

(2) 関西広域連合提案分

*山陰海岸ジオパーク推進担当として本県が主体となって提案するもの

所管省庁	項目	概要	理由
環境省	山陰海岸国立公園に係る権限	国立公園内における「許認可」及び「施設整備・維持管理」の権限について、環境省本省が有する大臣権限を除き、関西広域連合に権限を移譲する。	国・地方による二重行政を一本化し行財政を効率化する必要がある。また、許認可について標準的な処理期間が1~3ヶ月程度かかるなど事務処理に時間を要している。施設整備では、自然歩道の災害復旧事業において県が求める復旧ルートが認められず、単県費での対応を余儀なくされた事例もある。権限移譲により、広域的に行う調査やイベント、看板整備等の許認可について一括対応、処理の迅速化が期待されるとともに、広域的な視点で整備案件を優先順位付けすることが可能となり、地域の実情に応じた重点的な環境整備への対応が期待される。

第46回関西広域連合委員会及び関西広域連合議会の6月臨時会の概要について

平成26年7月2日
企画課

6月28日（土）に大阪市内で開催された「第46回関西広域連合委員会」及び「関西広域連合議会6月臨時会」の概要は、次のとおりです。

第46回 関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成26年6月28日（土）11：10～12：10
2 場 所 大阪府立国際会議場
3 出席者 井戸広域連合長（兵庫県）、仁坂副広域連合長（和歌山県）、嘉田委員（滋賀県）、山田委員（京都府）、松井委員（大阪府）、平井委員（鳥取県）、飯泉委員（徳島県）、久元委員（神戸市）、小笠原副委員（京都市）、狭間副委員（堺市）、岸本部長（大阪市）

4 概 要

（1）協議事項

① 地方分権改革に関する提案募集への対応について

- ・ 国が行う地方分権改革に関する提案募集に対し、関西広域連合としての提案内容について協議を行った。この結果、次の提案項目について提案を行うことが了承され、7月15日の募集締切に向け、追加も含め提案理由等を整理していくこととした。

- ＜提案内容＞
1. 國形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限（國土交通省）
 2. 複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲（國土交通省）
 3. 觀光圈整備実施計画の認定に係る事務・権限（國土交通省/地方運輸局）
 4. 保険医療機関の指定・指導権限（厚生労働省/地方厚生局）
 5. リサイクルの推進に係る事務・権限（環境省/地方環境事務所など）
 6. 山陰海岸国立公園に係る管理権限（環境省/地方環境事務所）

② 琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会の設置について

- ・ 琵琶湖・淀川水系におけるこれまでの取組の経緯等を踏まえ、流域の様々な課題を整理し、流域自治体の認識共有を図るとともに、取組の方向性等を検討するための検討体制を決定した。

③ 京滋ドクターへり導入に向けた体制整備について

- ・ 京都府南部と滋賀県全域を運航範囲とするドクターへりの平成27年度中の導入に向けた準備のため、広域医療局に「京滋ドクターへり担当課長」（滋賀県）を設置することとした。

（2）報告事項

① 国家戦略特区の現状について

- ・ 6月23日に大阪市内で開催された「関西圏国家戦略特別区域会議（第1回）」の内容と今後の予定等について、報告が行われた。

② 「災害医療コーディネーター」の設置について

- ・ 災害時に医療従事者の適正配置や、医療資機材の配分等を行うため、被災地の医療を統轄・調整する「災害医療コーディネーター」が、関西広域連合の全構成府県で配置されたことについて、報告が行われた。（本県では、平成24年12月に22名に対して委嘱済。）

③ 関西ワールドマスターズゲームズ2021について

- ・ 7月2日に東京の岸記念体育会館で、「関西ワールドマスターズゲームズ2021」開催に係る中央競技団体説明会を開催することについて、報告が行われた。
- ・ 大会成功のためには、日本体育協会や中央競技団体の協力が不可欠であることから、首都圏でのアピールも兼ね開催するものである。元全日本女子バレーボール監督の柳本晶一氏、タレントの武井壯氏（陸上十種競技の元日本チャンピオン）、その他オリンピックメダリストがゲストとして出席する。

関西広域連合議会 6月臨時会

1 日 時 平成26年6月28日（土）13：00～18：00

2 場 所 大阪府立国際会議場

3 出席者 井戸広域連合長（兵庫県）、仁坂副広域連合長（和歌山県）、嘉田委員（滋賀県）、山田委員（京都府）、松井委員（大阪府）、平井委員（鳥取県）、飯泉委員（徳島県）、橋下委員（大阪市）、竹山委員（堺市）、久元委員（神戸市）、小笠原副委員（京都市）

4 概 要

○議長、副議長の選出が行われた。

議 長：吉田 清一議員（滋賀県議会議員）

副議長：山下 直也議員（和歌山県議会議員）

○監査委員に、釜谷 研造議員（兵庫県議会議員）が選任された。

○また、次の議案が原案のとおり可決された。

第6号議案 関西防災・減災プラン風水害対策編を定める件

第7号議案 関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）を定める件

第8号議案 関西防災・減災プラン感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）を定める件

○一般質問について

- ・ 本県選出の稻田議員から、国が行う地方分権改革に関する提案募集に対し、関西広域連合が「山陰海岸国立公園に係る管理権限」の移譲を提案することのメリットについて質問がなされた。
- ・ これに対し平井委員から、山陰海岸国立公園内には、その保全等に関する施設・業務を国・県等がそれぞれ有しており二重行政となっていること、また、山陰海岸国立公園とエリアが重複する山陰海岸世界ジオパークについても、世界ジオパークとしての窓口を一元化し、国際的にも説明責任を果たしていく体制をとるべきであることから、関西広域連合で権限の移譲を求める旨の説明があった。